

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p><u>(現行記載なし)</u></p>	<p><u>2.16.5 スラリー安定化処理設備</u></p> <p><u>(新規記載)</u></p> <p><u>(以下省略)</u></p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等（<u>スラリー安定化処理設備を除く。</u>）及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。<u>また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等（スラリー安定化処理設備）の運転管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理) 第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>2. 処理設備GMは、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 処理設備GMは、セシウム吸着装置吸着塔、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、RO濃縮水処理設備吸着塔又はサブドレン他浄化装置吸着塔を大型廃棄物保管庫に貯蔵する際は、吸着塔等の側面の表面線量率を測定する*1。</p> <p>4. 処理設備GMは、建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を一時保管エリア*2に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p><u>5.</u> 水処理計画GMは、高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ又はRO濃縮水処理設備前処理フィルタを一時保管エリアに貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p><u>6.</u> 水処理計画GMは、サブドレン他浄化装置前処理フィルタ並びに地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ、RO膜及び樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p><u>7.</u> 貯留設備GMは、雨水処理設備等で発生する固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p><u>8.</u> 1～6号機械設備GMは、モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類又はイオン交換装置樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p><u>9.</u> 固体廃棄物GMは、一時保管エリア内の高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ、RO濃縮水処理設備前処理フィルタ又は建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を貯蔵するエリアについて、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p><u>10.</u> 固体廃棄物GMは、表40-2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (2) 空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p><u>11.</u> 固体廃棄物GMは、大型廃棄物保管庫の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>※1：第3項に示す吸着塔等は表40-1に定める貯蔵施設にも保管できる。 ※2：覆土式一時保管施設、使用済保護衣等あるいは伐採木に係るもの及び発電所外のものを除く。以下、本条において同じ。</p> <p>(中略)</p>	<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理) 第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>2. 処理設備GMは、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 処理設備GMは、セシウム吸着装置吸着塔、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、RO濃縮水処理設備吸着塔又はサブドレン他浄化装置吸着塔を大型廃棄物保管庫に貯蔵する際は、吸着塔等の側面の表面線量率を測定する*1。</p> <p>4. 処理設備GMは、建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を一時保管エリア*2に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p><u>5. 処理設備GMは、スラリー安定化処理設備で発生する脱水物を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</u></p> <p><u>6.</u> 水処理計画GMは、高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ又はRO濃縮水処理設備前処理フィルタを一時保管エリアに貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p><u>7.</u> 水処理計画GMは、サブドレン他浄化装置前処理フィルタ並びに地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ、RO膜及び樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p><u>8.</u> 貯留設備GMは、雨水処理設備等で発生する固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p><u>9.</u> 1～6号機械設備GMは、モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類又はイオン交換装置樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p><u>10.</u> 固体廃棄物GMは、一時保管エリア内の高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ、RO濃縮水処理設備前処理フィルタ又は建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を貯蔵するエリアについて、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p><u>11.</u> 固体廃棄物GMは、表40-2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (2) 空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p><u>12.</u> 固体廃棄物GMは、大型廃棄物保管庫の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>※1：第3項に示す吸着塔等は表40-1に定める貯蔵施設にも保管できる。 ※2：覆土式一時保管施設、使用済保護衣等あるいは伐採木に係るもの及び発電所外のものを除く。以下、本条において同じ。</p> <p>(中略)</p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う変更</p>

変更前		変更後		変更理由																																									
<p>表40-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高性能多核種除去設備前処理フィルタ</td> <td rowspan="4">一時保管エリア</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備前処理フィルタ</td> </tr> <tr> <td>建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置前処理フィルタ</td> <td rowspan="5">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ, RO膜及び樹脂</td> </tr> <tr> <td>雨水処理設備等で発生する固体廃棄物</td> </tr> <tr> <td>モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類及びイオン交換装置樹脂</td> </tr> <tr> <td>セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td> <td rowspan="7">大型廃棄物保管庫</td> </tr> <tr> <td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備処理カラム</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	貯蔵箇所	高性能多核種除去設備前処理フィルタ	一時保管エリア	高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ	RO濃縮水処理設備前処理フィルタ	建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類	サブドレン他浄化装置前処理フィルタ	固体廃棄物貯蔵庫	地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ, RO膜及び樹脂	雨水処理設備等で発生する固体廃棄物	モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類及びイオン交換装置樹脂	セシウム吸着装置吸着塔	第二セシウム吸着装置吸着塔	大型廃棄物保管庫	第三セシウム吸着装置吸着塔	多核種除去設備処理カラム	高性能多核種除去設備吸着塔	RO濃縮水処理設備吸着塔	サブドレン他浄化装置吸着塔	<p>表40-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高性能多核種除去設備前処理フィルタ</td> <td rowspan="4">一時保管エリア</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備前処理フィルタ</td> </tr> <tr> <td>建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置前処理フィルタ</td> <td rowspan="5">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ, RO膜及び樹脂</td> </tr> <tr> <td>雨水処理設備等で発生する固体廃棄物</td> </tr> <tr> <td>モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類及びイオン交換装置樹脂</td> </tr> <tr> <td><u>スラリー安定化処理設備で発生する脱水物</u></td> </tr> <tr> <td>セシウム吸着装置吸着塔</td> <td rowspan="7">大型廃棄物保管庫</td> </tr> <tr> <td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備処理カラム</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	貯蔵箇所	高性能多核種除去設備前処理フィルタ	一時保管エリア	高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ	RO濃縮水処理設備前処理フィルタ	建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類	サブドレン他浄化装置前処理フィルタ	固体廃棄物貯蔵庫	地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ, RO膜及び樹脂	雨水処理設備等で発生する固体廃棄物	モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類及びイオン交換装置樹脂	<u>スラリー安定化処理設備で発生する脱水物</u>	セシウム吸着装置吸着塔	大型廃棄物保管庫	第二セシウム吸着装置吸着塔	第三セシウム吸着装置吸着塔	多核種除去設備処理カラム	高性能多核種除去設備吸着塔	RO濃縮水処理設備吸着塔	サブドレン他浄化装置吸着塔	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う変更</p>
廃棄物の種類	貯蔵箇所																																												
高性能多核種除去設備前処理フィルタ	一時保管エリア																																												
高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ																																													
RO濃縮水処理設備前処理フィルタ																																													
建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類																																													
サブドレン他浄化装置前処理フィルタ	固体廃棄物貯蔵庫																																												
地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ, RO膜及び樹脂																																													
雨水処理設備等で発生する固体廃棄物																																													
モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類及びイオン交換装置樹脂																																													
セシウム吸着装置吸着塔																																													
第二セシウム吸着装置吸着塔	大型廃棄物保管庫																																												
第三セシウム吸着装置吸着塔																																													
多核種除去設備処理カラム																																													
高性能多核種除去設備吸着塔																																													
RO濃縮水処理設備吸着塔																																													
サブドレン他浄化装置吸着塔																																													
廃棄物の種類		貯蔵箇所																																											
高性能多核種除去設備前処理フィルタ	一時保管エリア																																												
高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ																																													
RO濃縮水処理設備前処理フィルタ																																													
建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類																																													
サブドレン他浄化装置前処理フィルタ	固体廃棄物貯蔵庫																																												
地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ, RO膜及び樹脂																																													
雨水処理設備等で発生する固体廃棄物																																													
モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類及びイオン交換装置樹脂																																													
<u>スラリー安定化処理設備で発生する脱水物</u>																																													
セシウム吸着装置吸着塔	大型廃棄物保管庫																																												
第二セシウム吸着装置吸着塔																																													
第三セシウム吸着装置吸着塔																																													
多核種除去設備処理カラム																																													
高性能多核種除去設備吸着塔																																													
RO濃縮水処理設備吸着塔																																													
サブドレン他浄化装置吸着塔																																													

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																																												
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (1) 排気筒又は排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒又は排気口より放出する。また、当直長は排気放射線モニタの指示値を監視する。</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="62 583 1157 1207"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減容処理設備排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	(中略)					減容処理設備排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (1) 排気筒又は排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒又は排気口より放出する。また、当直長は排気放射線モニタの指示値を監視する。</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1291 583 2380 1480"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減容処理設備排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>スラリー安定化処理設備建屋排気口</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全アルファ放射能、全ベータ放射能)</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</u></td> <td rowspan="2"><u>処理設備GM</u></td> </tr> <tr> <td><u>ストロンチウム90濃度</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</u></td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	(中略)					減容処理設備排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	<u>スラリー安定化処理設備建屋排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全アルファ放射能、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</u>	<u>処理設備GM</u>	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</u>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う変更</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																										
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																											
(中略)																																																														
減容処理設備排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																											
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																										
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																											
(中略)																																																														
減容処理設備排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																										
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																											
<u>スラリー安定化処理設備建屋排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全アルファ放射能、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</u>	<u>処理設備GM</u>																																																										
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</u>																																																											

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(協力企業従業員への保安教育) 第80条 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 運用支援GM及び地下水対策設備GMは、放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」の中から運転操作を行う対象設備に応じて選定した項目に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. 運用支援GM及び地下水対策設備GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、運用支援GM及び地下水対策設備GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. プール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. プール燃料取り出しプログラム部長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、プール燃料取り出しプログラム部長が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育) 第80条 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 運用支援GM、地下水対策設備GM及び処理設備GMは、放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」の中から運転操作を行う対象設備に応じて選定した項目に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. 運用支援GM、地下水対策設備GM及び処理設備GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、運用支援GM、地下水対策設備GM及び処理設備GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. プール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. プール燃料取り出しプログラム部長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、プール燃料取り出しプログラム部長が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和3年4月16日から施行する。</p> <p>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和3年2月2日 原規規発第2102022号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号） （施行期日） 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第5条、第40条、第42条の2及び第80条については、スラリー安定化処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和3年4月16日から施行する。</p> <p>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号） （施行期日） 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等（<u>スラリー安定化処理設備を除く。</u>）及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。<u>また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等（スラリー安定化処理設備）の運転管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和3年4月16日から施行する。</p> <p>2. 第5条，第87条，第87条の2及び第89条については，減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和3年2月2日 原規規発第2102022号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は，令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第5条については，スラリー安定化処理設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和3年4月16日から施行する。</p> <p>2. 第5条，第87条，第87条の2及び第89条については，減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。</p> <p>(1)発生源</p> <p>(中略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2)放出管理の方法</p> <p>(中略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。</p> <p>(1)発生源</p> <p>(中略)</p> <p><u>s. スラリー安定化処理設備</u> <u>スラリー安定化処理設備からの排気は、フィルタを通し放射性物質を除去した後に、建屋排気口から放出する。</u> <u>フィルタを通し十分低い濃度になることから、建屋排気口からの放射性物質の追加的放出は極めて少ないと評価している。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2)放出管理の方法</p> <p>(中略)</p> <p><u>⑱スラリー安定化処理設備</u> <u>スラリー安定化処理設備建屋排気口において、空気中の放射性物質を定期的（建屋換気設備運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し、放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全アルファ放射能，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加</p> <p>スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																																																																												
<p>2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2.2 各施設における線量評価</p> <p>(中略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p>2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2.2 各施設における線量評価</p> <p>(中略)</p> <p><u>2.2.2.2.20 スラリー安定化処理設備</u></p> <p><u>スラリー安定化処理設備については、各機器に表2.2.2-16に示す核種、放射能濃度が内包しているとし、制動エックス線を考慮したガンマ線線源強度を核種生成減衰計算コードORIGENにより求め、3次元モンテカルロ計算コードMCNPにより敷地境界における実効線量を評価した。</u></p> <p><u>容 量：スラリー：約47m³</u> <u>ろ過処理水：約12m³</u></p> <p><u>放射能強度：表2.2.2-16参照</u></p> <p><u>遮 蔽：鉄（密度約7.8g/cm³）約6～50mm</u> <u>コンクリート（密度約2.1g/cm³）約300～700mm</u></p> <p><u>評価地点までの距離：約1500m</u></p> <p><u>線源の標高：T.P.約35m</u></p> <p><u>評価結果：0.0001mSv/年未満</u> <u>※影響が小さいため線量評価上無視する</u></p> <p><u>表2.2.2-16 評価対象核種及び放射能濃度</u></p> <table border="1" data-bbox="1264 1075 2457 1814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">放射能濃度(Bq/cm³)</th> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">放射能濃度(Bq/cm³)</th> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">放射能濃度(Bq/cm³)</th> </tr> <tr> <th>スラリー</th> <th>ろ過処理水</th> <th>スラリー</th> <th>ろ過処理水</th> <th>スラリー</th> <th>ろ過処理水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Fe-59</td><td>7.51E+01</td><td>1.06E-02</td><td>Te-123m</td><td>1.70E+02</td><td>1.84E-02</td><td>Sm-151</td><td>8.02E+00</td><td>1.67E-06</td></tr> <tr><td>Co-58</td><td>1.49E+02</td><td>1.61E-02</td><td>Te-125m</td><td>2.60E+03</td><td>9.49E+01</td><td>Eu-152</td><td>4.17E+02</td><td>8.70E-05</td></tr> <tr><td>Rb-86</td><td>0.00E+00</td><td>4.19E+00</td><td>Te-127</td><td>1.40E+04</td><td>1.51E+00</td><td>Eu-154</td><td>1.08E+02</td><td>2.26E-05</td></tr> <tr><td>Sr-89</td><td>6.19E+05</td><td>3.28E+01</td><td>Te-127m</td><td>1.40E+04</td><td>1.51E+00</td><td>Eu-155</td><td>8.78E+02</td><td>1.83E-04</td></tr> <tr><td>Sr-90</td><td>1.40E+07</td><td>7.42E+02</td><td>Te-129</td><td>1.53E+03</td><td>1.65E-01</td><td>Gd-153</td><td>9.06E+02</td><td>1.89E-04</td></tr> <tr><td>Y-90</td><td>1.40E+07</td><td>7.42E+02</td><td>Te-129m</td><td>2.48E+03</td><td>2.68E-01</td><td>Tb-160</td><td>2.38E+02</td><td>4.98E-05</td></tr> <tr><td>Y-91</td><td>1.45E+04</td><td>3.03E-03</td><td>I-129</td><td>0.00E+00</td><td>1.70E+00</td><td>Pu-238</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Nb-95</td><td>6.18E+01</td><td>6.56E-03</td><td>Cs-134</td><td>0.00E+00</td><td>1.20E+01</td><td>Pu-239</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Tc-99</td><td>2.44E+00</td><td>1.70E-06</td><td>Cs-135</td><td>0.00E+00</td><td>3.95E+01</td><td>Pu-240</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Ru-103</td><td>1.32E+02</td><td>2.98E-01</td><td>Cs-136</td><td>0.00E+00</td><td>4.47E-01</td><td>Pu-241</td><td>2.01E+02</td><td>4.20E-05</td></tr> <tr><td>Ru-106</td><td>2.29E+03</td><td>5.15E+00</td><td>Cs-137</td><td>0.00E+00</td><td>1.65E+01</td><td>Am-241</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Rh-103m</td><td>1.32E+02</td><td>2.98E-01</td><td>Ba-137m</td><td>0.00E+00</td><td>1.65E+01</td><td>Am-242m</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Rh-106</td><td>2.29E+03</td><td>5.15E+00</td><td>Ba-140</td><td>0.00E+00</td><td>2.58E+00</td><td>Am-243</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Ag-110m</td><td>8.55E+01</td><td>0.00E+00</td><td>Ce-141</td><td>3.10E+02</td><td>6.48E-05</td><td>Cm-242</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Cd-113m</td><td>6.59E+03</td><td>4.77E+01</td><td>Ce-144</td><td>1.35E+03</td><td>2.83E-04</td><td>Cm-243</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Cd-115m</td><td>1.98E+03</td><td>1.43E+01</td><td>Pr-144</td><td>1.35E+03</td><td>2.83E-04</td><td>Cm-244</td><td>4.54E+00</td><td>9.48E-07</td></tr> <tr><td>Sn-119m</td><td>1.16E+03</td><td>2.51E-01</td><td>Pr-144m</td><td>1.11E+02</td><td>2.31E-05</td><td>Mn-54</td><td>3.05E+03</td><td>4.86E-02</td></tr> <tr><td>Sn-123</td><td>8.72E+03</td><td>1.88E+00</td><td>Pm-146</td><td>1.41E+02</td><td>2.94E-05</td><td>Co-60</td><td>1.43E+03</td><td>5.10E-02</td></tr> <tr><td>Sn-126</td><td>6.74E+02</td><td>1.45E-01</td><td>Pm-147</td><td>4.78E+04</td><td>9.99E-03</td><td>Ni-63</td><td>9.50E+01</td><td>6.89E-01</td></tr> <tr><td>Sb-124</td><td>4.16E+01</td><td>1.52E+00</td><td>Pm-148</td><td>1.40E+02</td><td>2.92E-05</td><td>Zn-65</td><td>1.02E+02</td><td>1.11E-02</td></tr> <tr><td>Sb-125</td><td>2.60E+03</td><td>9.49E+01</td><td>Pm-148m</td><td>8.98E+01</td><td>1.87E-05</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	核種	放射能濃度(Bq/cm ³)		核種	放射能濃度(Bq/cm ³)		核種	放射能濃度(Bq/cm ³)		スラリー	ろ過処理水	スラリー	ろ過処理水	スラリー	ろ過処理水	Fe-59	7.51E+01	1.06E-02	Te-123m	1.70E+02	1.84E-02	Sm-151	8.02E+00	1.67E-06	Co-58	1.49E+02	1.61E-02	Te-125m	2.60E+03	9.49E+01	Eu-152	4.17E+02	8.70E-05	Rb-86	0.00E+00	4.19E+00	Te-127	1.40E+04	1.51E+00	Eu-154	1.08E+02	2.26E-05	Sr-89	6.19E+05	3.28E+01	Te-127m	1.40E+04	1.51E+00	Eu-155	8.78E+02	1.83E-04	Sr-90	1.40E+07	7.42E+02	Te-129	1.53E+03	1.65E-01	Gd-153	9.06E+02	1.89E-04	Y-90	1.40E+07	7.42E+02	Te-129m	2.48E+03	2.68E-01	Tb-160	2.38E+02	4.98E-05	Y-91	1.45E+04	3.03E-03	I-129	0.00E+00	1.70E+00	Pu-238	4.54E+00	9.48E-07	Nb-95	6.18E+01	6.56E-03	Cs-134	0.00E+00	1.20E+01	Pu-239	4.54E+00	9.48E-07	Tc-99	2.44E+00	1.70E-06	Cs-135	0.00E+00	3.95E+01	Pu-240	4.54E+00	9.48E-07	Ru-103	1.32E+02	2.98E-01	Cs-136	0.00E+00	4.47E-01	Pu-241	2.01E+02	4.20E-05	Ru-106	2.29E+03	5.15E+00	Cs-137	0.00E+00	1.65E+01	Am-241	4.54E+00	9.48E-07	Rh-103m	1.32E+02	2.98E-01	Ba-137m	0.00E+00	1.65E+01	Am-242m	4.54E+00	9.48E-07	Rh-106	2.29E+03	5.15E+00	Ba-140	0.00E+00	2.58E+00	Am-243	4.54E+00	9.48E-07	Ag-110m	8.55E+01	0.00E+00	Ce-141	3.10E+02	6.48E-05	Cm-242	4.54E+00	9.48E-07	Cd-113m	6.59E+03	4.77E+01	Ce-144	1.35E+03	2.83E-04	Cm-243	4.54E+00	9.48E-07	Cd-115m	1.98E+03	1.43E+01	Pr-144	1.35E+03	2.83E-04	Cm-244	4.54E+00	9.48E-07	Sn-119m	1.16E+03	2.51E-01	Pr-144m	1.11E+02	2.31E-05	Mn-54	3.05E+03	4.86E-02	Sn-123	8.72E+03	1.88E+00	Pm-146	1.41E+02	2.94E-05	Co-60	1.43E+03	5.10E-02	Sn-126	6.74E+02	1.45E-01	Pm-147	4.78E+04	9.99E-03	Ni-63	9.50E+01	6.89E-01	Sb-124	4.16E+01	1.52E+00	Pm-148	1.40E+02	2.92E-05	Zn-65	1.02E+02	1.11E-02	Sb-125	2.60E+03	9.49E+01	Pm-148m	8.98E+01	1.87E-05				<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加</p> <p>スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加</p>
核種	放射能濃度(Bq/cm ³)		核種	放射能濃度(Bq/cm ³)		核種	放射能濃度(Bq/cm ³)																																																																																																																																																																																																							
	スラリー	ろ過処理水		スラリー	ろ過処理水		スラリー	ろ過処理水																																																																																																																																																																																																						
Fe-59	7.51E+01	1.06E-02	Te-123m	1.70E+02	1.84E-02	Sm-151	8.02E+00	1.67E-06																																																																																																																																																																																																						
Co-58	1.49E+02	1.61E-02	Te-125m	2.60E+03	9.49E+01	Eu-152	4.17E+02	8.70E-05																																																																																																																																																																																																						
Rb-86	0.00E+00	4.19E+00	Te-127	1.40E+04	1.51E+00	Eu-154	1.08E+02	2.26E-05																																																																																																																																																																																																						
Sr-89	6.19E+05	3.28E+01	Te-127m	1.40E+04	1.51E+00	Eu-155	8.78E+02	1.83E-04																																																																																																																																																																																																						
Sr-90	1.40E+07	7.42E+02	Te-129	1.53E+03	1.65E-01	Gd-153	9.06E+02	1.89E-04																																																																																																																																																																																																						
Y-90	1.40E+07	7.42E+02	Te-129m	2.48E+03	2.68E-01	Tb-160	2.38E+02	4.98E-05																																																																																																																																																																																																						
Y-91	1.45E+04	3.03E-03	I-129	0.00E+00	1.70E+00	Pu-238	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Nb-95	6.18E+01	6.56E-03	Cs-134	0.00E+00	1.20E+01	Pu-239	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Tc-99	2.44E+00	1.70E-06	Cs-135	0.00E+00	3.95E+01	Pu-240	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Ru-103	1.32E+02	2.98E-01	Cs-136	0.00E+00	4.47E-01	Pu-241	2.01E+02	4.20E-05																																																																																																																																																																																																						
Ru-106	2.29E+03	5.15E+00	Cs-137	0.00E+00	1.65E+01	Am-241	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Rh-103m	1.32E+02	2.98E-01	Ba-137m	0.00E+00	1.65E+01	Am-242m	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Rh-106	2.29E+03	5.15E+00	Ba-140	0.00E+00	2.58E+00	Am-243	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Ag-110m	8.55E+01	0.00E+00	Ce-141	3.10E+02	6.48E-05	Cm-242	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Cd-113m	6.59E+03	4.77E+01	Ce-144	1.35E+03	2.83E-04	Cm-243	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Cd-115m	1.98E+03	1.43E+01	Pr-144	1.35E+03	2.83E-04	Cm-244	4.54E+00	9.48E-07																																																																																																																																																																																																						
Sn-119m	1.16E+03	2.51E-01	Pr-144m	1.11E+02	2.31E-05	Mn-54	3.05E+03	4.86E-02																																																																																																																																																																																																						
Sn-123	8.72E+03	1.88E+00	Pm-146	1.41E+02	2.94E-05	Co-60	1.43E+03	5.10E-02																																																																																																																																																																																																						
Sn-126	6.74E+02	1.45E-01	Pm-147	4.78E+04	9.99E-03	Ni-63	9.50E+01	6.89E-01																																																																																																																																																																																																						
Sb-124	4.16E+01	1.52E+00	Pm-148	1.40E+02	2.92E-05	Zn-65	1.02E+02	1.11E-02																																																																																																																																																																																																						
Sb-125	2.60E+03	9.49E+01	Pm-148m	8.98E+01	1.87E-05																																																																																																																																																																																																									

2.2.2.3 敷地境界における線量評価結果

(中略)



図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点

(中略)

2.2.2.4 添付資料

添付資料-1 使用済セシウム吸着塔一時保管施設および大型廃棄物保管庫におけるセシウム吸着装置・第二セシウム吸着装置吸着塔の線源条件と保管上の制限について

(中略)

(記載なし)

(中略)

2.2.2.3 敷地境界における線量評価結果

(中略)



図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点

(中略)

2.2.2.4 添付資料

添付資料-1 使用済セシウム吸着塔一時保管施設および大型廃棄物保管庫におけるセシウム吸着装置・第二セシウム吸着装置吸着塔の線源条件と保管上の制限について

(中略)

添付資料-7 スラリー安定化処理設備の線量評価条件について

(中略)

スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加

(記載なし)

添付資料-7

スラリー安定化処理設備の線量評価条件について

スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加

1. スラリー安定化処理設備の線量評価条件

1.1 評価対象設備・機器

スラリー安定化処理設備の評価対象設備・機器を表1に示す。

表1 評価対象設備・機器（スラリー安定化処理設備）

設備・機器	評価上考慮する基数(基)	実効的な線源体積(m ³)	放射能条件	遮へい体
供給タンク	1	13.0	スラリー	・タンク厚さ：6mm(鉄) ・建屋構造躯体
廃液タンク	2	18.0	スラリー	・タンク厚さ：6mm(鉄) ・建屋構造躯体
ろ液タンク	1	12.0	ろ過処理水	・タンク厚さ：6mm(鉄) ・建屋構造躯体
クロスフローフィルタ	1	2.0	スラリー	・建屋構造躯体
HIC	2	6.05	スラリー	・容器厚さ：約10～38mm(鉄)，約11mm(ポリエチレン) ・建屋構造躯体 ・ピット上部：50mm(鉄)
フィルタープレス機	1	1.05	スラリー	・建屋構造躯体
保管容器	1	6.73	スラリー	・容器厚さ：6mm(鉄)，5mm(ポリエチレン) ・建屋構造躯体

1.2 放射能条件の設定

スラリー安定化処理設備の放射能条件は以下の事項を考慮して設定する。

- ・ スラリーの放射能濃度は、増設多核種除去設備のスラリーの核種組成とし、実液分析結果の Sr-90 濃度に合わせて Sr-90 以外の核種の濃度を比例倍して設定。
- ・ ろ過処理水の放射能濃度は、クロスフローフィルタ通過後のろ過水として、多核種及び増設多核種除去設備前処理後の汚染水と同等に設定。
- ・ 保管容器の放射能量は、保管容器外表面にて保管先の保管条件を満たす最大線量率となる放射能インベントリを設定。
- ・ スラリーはフィルタープレス機により脱水されるが、放射能は全量が脱水物中に残留すると想定する。
- ・ 想定する稼働日数や作業ステップによる放射能量の増減は考慮せず、保守的に各機器の最大使用量が通年存在するものとして評価。

以上

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>I 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の構造強度及び耐震性について</p> <p>放射性液体廃棄物処理設備等を構成する設備の構造強度及び耐震性等の評価結果のうち、設備の代表性を考慮し許容値に対する裕度が小さい設備に対して、計算手順を示し、評価の妥当性を示す。</p> <p>1. 多核種除去設備，高性能容器及びクレーン類</p> <p>(中略)</p> <p><u>(現行記載なし)</u></p>	<p>I 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の構造強度及び耐震性について</p> <p>放射性液体廃棄物処理設備等を構成する設備の構造強度及び耐震性等の評価結果のうち、設備の代表性を考慮し許容値に対する裕度が小さい設備に対して、計算手順を示し、評価の妥当性を示す。</p> <p>1. 多核種除去設備，高性能容器及びクレーン類</p> <p>(中略)</p> <p><u>5. スラリー安定化処理設備</u></p> <p><u>(以下省略)</u></p>	<p>スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加</p>